

物品・委託等総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2の規定により、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に当たり必要な事項を定める。

2 総合評価落札方式の実施に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、業務委託、印刷、物品購入、賃借その他の業務又は工事等を含むこれらの業務を一括した業務の中で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、千葉県建設工事総合評価落札方式実施要領(平成18年8月1日制定)の対象となるものは除く。

(1) 総合評価落札方式により総合的な業務内容の向上が見込まれる業務

(2) 総合評価落札方式により総合的なコスト削減が見込まれる業務

(3) 前各号に定めるもののほか総合評価落札方式によることが適当と判断できる業務

2 対象業務の選定は、各部局に設置する機種等選定・委託事業指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)が行うものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第3条 総合評価落札方式を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則(昭和内務令第29号)第12条の4第1項に掲げる事項その他必要な事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

2 前項の意見の聴取は、委員会を設置する方法により行う。

(入札公告及び入札通知)

第4条 総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとするときは、施行令第167条の6第1項及び第167条の10の2第5項並びに千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第108条(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける場合にあっては、同令第6条)の規定により公告しなければならない。

2 総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとするときは、入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、契約書(案)等を定め、前項の公告

(以下「入札公告」という。)に配布方法を記載しなければならない。

3 総合評価落札方式により指名競争入札を実施しようとするときは、施行令第167条の12第2項及び第4項並びに千葉県財務規則第113条第2項の規定により通知しなければならない。

4 総合評価落札方式により指名競争入札を実施しようとするときは、入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、契約書(案)等を定め、前項の通知(以下「入札通知」という。)に配布方法を記載しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 入札参加希望者は、総合評価落札方式による一般競争入札に関して入札参加資格の確認をしようとするときは、資格要件確認資料を入札公告に定められた期日までに提出するものとする。

2 契約担当者は施行令第167条の4及び第167条の5の2の規定に基づき、入札参加希望者から提出のあった資格要件確認資料を基に入札参加資格の審査を行い、合格した者を入札参加者とすることができる。

3 入札参加資格の審査結果は、速やかに入札参加希望者に通知しなければならない。

(質疑及び回答)

第6条 契約担当者は、入札参加希望者又は入札参加者に対して当該入札についての質疑の機会を設けるものとする。

2 契約担当者は、入札参加希望者又は入札参加者より質疑を受けた場合は、速やかに回答を行うものとする。

3 契約担当者は、前項の質疑及び回答の内容を入札参加希望者又は入札参加者に対して公開しなければならない。

(応札)

第7条 入札参加者は、価格及び業務提案をもって入札するものとし、入札公告又は入札通知(以下「入札公告等」という。)に定められた期日までに、別に定める様式により業務提案を提出するものとする。

(落札者決定基準)

第8条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときに定める当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)は次によるものとする。

(1) 価格の評価については、業務の内容により価格の割合、加算方式、除算方式を定めるものとする。

(2) 業務提案の評価については、業務の内容により各評価項目に対する得点配分を定めるものとする。

(3) 価格及び業務提案に係る総合評価については、価格の評価方法が加算

方式によっては業務提案の各評価項目の得点の合計に価格の評価点を加えて得た数値、価格の評価方法が除算方式によっては業務提案の各評価項目の得点の合計を入札価格で除して得た数値を総合評価値とする。

(落札者の決定方法)

第9条 落札者の決定については、次の各号のいずれにも該当する者のうち、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 業務提案が、入札公告等において明らかにした最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(選定結果の通知及び公表)

第10条 落札者の選定結果は、速やかに入札参加者に通知するとともに、別に定める方法により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。